

1 開会

事務局

ただいまから第428回宮城県情報公開審査会を開会いたします。

はじめに、本日の定足数ですが4名の委員に御出席いただいておりますので、半数以上の出席を必要とする情報公開条例第26条第2項の規定により、会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日審議を予定しております情報公開条例の改正（案）については、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開での審議となります。

それでは、松尾会長、よろしくお願ひ致します。

2 議事

(1) 情報公開条例の改正（案）について【公開】

松尾会長

それでは、次第に沿って進めていきます。

確認ですが、傍聴の希望はなしということによろしいでしょうか。

事務局

はい。

松尾会長

では、次第に従い議事を進めてまいります。

まず、情報公開条例の改正（案）について、事務局から配付資料等について説明願ひします。

事務局

事務局から情報提供ということで、机上に「情報公開条例の改正について」という両面1枚の資料をお配りしておりますので、御覧ください。国の個人情報保護法が令和3年度に改正され、令和5年4月1日から県も法が適用になり、現行の個人情報保護条例は廃止になります。これに併せて改正法と統一を図るよう情報公開条例を一部改正する予定です。改正点としては、①から③の3点となっております、①から順に御説明させていただきます。

まず①、開示決定等の期限の計算を初日起算から初日不算入に統一いたします。現行では、個人も情報も初日起算15日以内となっておりますが、個人が法適用により、初日不算入となりますので、情報も併せて初日不算入に改正いたします。ただし、初日起算15日以内を初日不算入14日以内に改正するため、実質的な期限は変わりません。ちなみに個人情報の方は現行決定期限初日起算15日以内から、法適用により初日不算入30日以内になり、情報公開条例と異なることとなります。

続きまして②、「非開示」を「不開示」に統一いたします。現行では、個人も情報も公開できない場合は条例上「非開示」という文言になっていますが、個人が法適用により、「不開示」という文言になるため、情報も併せて「非開示」を「不開示」に改正いたします。

最後に③、「却下」処分を「不開示」決定に統一いたします。現行では個人も情報も形式的な不備や適用除外の場合は却下処分をしておりますが、「却下」という処分の根拠のみ条例ではなく、行政文書開示事務取扱要綱や行政手続条例を根拠としているため、情報公開条例上「却下」に対する審査請求については、諮問が義務づけられておりません。来年度から個人では法が適用により、却下処分（法だと「開示をしない旨の決定」）の根拠は法になり、諮問が義務づけられることになるため、情報でもそれに併せて「却下」処分を「不開示」決定にし、処分の根拠を条例にすることで、諮問を義務づけるものに改正いたします。

改正点は以上となっております。今後の情報公開条例改正のスケジュールですが、11月議会へ議案提出、令和5年4月改正情報公開条例施行という流れになります。

御参考までに、改正法適用に伴う個人情報保護条例廃止、個人情報保護法施行条例

施行のスケジュールですが、こちらは8月にパブリックコメントの募集、11月議会へ議案提出、令和5年3月末で現行の個人情報保護条例が廃止され、4月から改正法が適用、施行条例の施行になります。御説明は以上になります。

松尾会長 ありがとうございます。情報公開審査会に対しては報告になるのでしょうか。審査会からの意見を求めるとかでは特段ないということによろしいでしょうか。

事務局 内容によっては、大幅に変わるときは建議をいただくという形になりますが、今回はこういった内容ですので、御報告させていただいて、御意見があれば承るといった形にさせていただければと思います。

松尾会長 それでは、質問や御意見等あればお願いいたします。

では私から1つ、改正の①ですが、個人情報については法で初日不算入30日以内、情報公開については条例で初日不算入14日となると、違いが生じるのですね。条例を合わせて30日にするという議論はあったのですか。

事務局 そういった考え方もあると思いますが、個人情報については法律が30日ということですが、それに合わせて情報公開条例も15日を30日にするというのは、県民の皆様にとっては期間が長くなってしまうという受け止め方もあろうかと思っております。違いは生じますが、こちらについてはこのまま進めたいと考えております。

松尾会長 県民の利便性を考えて期間を維持したということですね。

他に御質問、御意見等ございますか。

(なし)

松尾会長 特段意見はないということで終わらせていただければと思います。